

体罰等の実態把握に係る留意事項

<令和5年4月1日から令和6年3月31日までにおける体罰の状況（様式1）>

1 調査対象等

(1) 個別の事案が体罰に該当するかの判断に際しては、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成25年3月13日付け24文科初第1269号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）及び「体罰の実態把握にかかる報告内容の確認について」（平成25年4日付け事務連絡）を参照の上、判断すること。

(2) 調査対象職員は、国公立大学附属幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を含む。）、私立・株式会社立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、高等学校（通信制を含む。）、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を含む。）の教育職員（校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（非常勤の者を含む。）、実習助手及び寄宿舍指導員）であること。

なお、事務職員は、本調査の対象外とする。また、幼稚園も調査対象としているので、注意すること。

※学校教育法第十一条では校長及び教員が懲戒を加えることができる対象を「児童、生徒及び学生」としているが、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部においては、教育・保育活動中に体罰に準ずる行為により不適切な指導として懲戒処分を受けた者の数を記入すること。

(3) 処分等とは、就業規則等に基づいて行われる懲戒処分（懲戒解雇、降格、出勤停止、減給、戒告その他これらに相当するもの）及び訓告等（文書訓告、口頭訓告、嚴重注意、文書注意、説諭、諭旨などの服務上の措置）をいう。

2 各項目の記入方法

(1) 処分等の種類

ア欄には当事者責任として懲戒処分等を行った人数を、イ欄には監督者責任として懲戒処分等を行った人数を記入すること。

学校教育法第11条では校長及び教員が懲戒を加えることができる対象を「児童、生徒及び学生」としているが、幼稚園においては、教育・保育活動中に体罰に準ずる行為により不適切な指導として懲戒処分等を受けた者の数を記入すること。

複数回に及ぶ体罰あるいは複数の児童生徒等に対する体罰であっても、それらについてなされた処分等が1回であれば、当該事案は「1件」として回答すること。また、申告や訴えのあった件数をそのまま提出するのではなく、関係者から事実関係を聴取する等して、学校が体罰であると判断し処分等を行った事案について回答すること。

懲戒処分等が監督者責任のみの場合（令和4年度以前に当事者への懲戒処分等を行ったが、監督者への懲戒処分等については令和5年度に実施した場合など）にあつては、当事者の学校種、年代、性別、処分歴等、学校番号、被害を受けた児童生徒等の人数、体罰時の状況、体罰の態様、被害の状況、体罰事案の把握のきっかけ、体罰事案の把握の手法の各欄には入力しないこと。

体罰の発生時と処分等が複数年度にまたがっているものについては、処分等が令和5度になった場合を「1件」として回答すること。

(2) 当事者の学校種、年代、性別

当事者責任として懲戒処分等を受けた者の「学校種」、「年代」、「性別」について、以下の記号をリストから入力すること。「学校種」、「年代」は、体罰を行った当時のものとするが、体罰を複数回行っており、それぞれ「学校種」、「年代」が異なる場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。

<学校種>

ア 幼稚園 イ 小学校 ウ 中学校 エ 義務教育学校
オ 高等学校 カ 中等教育学校 キ 特別支援学校

<年代>

ア 20歳代 イ 30歳代 ウ 40歳代 エ 50歳代 オ 60歳代以上

<性別>

ア 男性 イ 女性

※幼稚園型認定こども園の場合は、「ア 幼稚園」を選択すること。

※「学校番号」欄は、当事者責任として懲戒処分等を受けた者の所属校について、例えば「学校調査番号」のように、学校ごとの個別の番号を記載すること。当該番号は任意の数字で構わないが、必ず、同一校は同一の番号とすること。

(1) 被害を受けた児童生徒等の数

当事者責任として懲戒処分等を受けた者の当該体罰事案によって被害を受けた児童生徒等の人数を、学校種及び学年ごとに記入すること。また、学年が複数に及ぶ場合は、そ

それぞれ入力すること。

※通信制（単位制）の学校の場合、1年目は1年生、2年目は2年生、3年目以降は3年生として入力すること。

※幼稚園・特別支援学校幼稚部の場合、実年齢ではなく進級時の年齢に応じた学年を選択すること。

(2) 体罰時の状況

当事者責任として懲戒処分等を受けた者について、体罰を行った「場面」及び「場所」について、それぞれ以下の記号をリストから入力すること。なお、処分事案に該当するものが複数ある場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。

なお、「保育中」には、幼稚園及び特別支援学校幼稚部において行われる教育活動以外に、各園で実施する一時預かり等の保育活動も含む。

＜体罰が行われた場面＞

ア 授業中・保育中	イ 放課後	ウ 休み時間	エ 部活動
オ 学校行事	カ ホームルーム	キ その他	

＜体罰が行われた場所＞

ア 教室・保育室	イ 職員室	ウ 運動場・園庭、体育館・遊戯室
エ 生徒指導室	オ 廊下、階段	カ その他

(3) 体罰の態様

当事者責任として懲戒処分等を受けた者について、以下の記号をリストから入力すること。なお、体罰を受けた児童生徒等が複数であって、それぞれの体罰の態様が異なる場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。

※「その他」とは有形力の行使により行われたものでないもの（キ及びクを除く）等を指す。

＜体罰の態様＞

ア 素手で殴る・叩く	イ 棒などで殴る・叩く
ウ 蹴る・踏みつける	エ 投げる・突き飛ばす・転倒させる
オ つねる・ひっかく等	カ 物をぶつける・投げつける
キ 教室等に長時間留め置く	ク 正座など一定の姿勢を長時間保持させる
ケ その他	

(4) 被害の状況

当事者責任として懲戒処分等を受けた者の体罰について、児童生徒等の被害の状況を、以下のリストから入力すること。なお、体罰を受けた児童生徒等が複数であって、それぞれの被害の状況が異なる場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。

＜被害の状況＞

ア 死亡	イ 骨折・捻挫など	ウ 鼓膜損傷	エ 外傷
オ 打撲（頭）	カ 打撲（顔）	キ 打撲（足）	ク 打撲（オ～キ以外）
ケ 鼻血	コ 髪を切られる	サ その他	シ 傷害なし

(6) 体罰事案の把握のきっかけ

体罰事案の把握のきっかけについて、以下の記号をリストから選択し、該当する欄に「1」を入力すること（複数回答可）。

<体罰事案の把握のきっかけ>

ア 児童生徒等の訴え	イ 保護者の訴え	ウ 教員の申告
エ 第三者の通報	オ その他	

(7) 体罰事案の把握の手法

体罰事案の把握のために事情を聴取した者について、以下の記号をリストから該当する欄に「1」を入力すること（複数回答可）。

<体罰事案の把握の手法>

ア 当事者教員	イ その他教員	ウ 被害児童生徒等
エ その他児童生徒等	オ 保護者	カ その他（第三者）

※「オ 保護者」については、ウ、エの保護者両方を含む。

<令和5年4月1日から令和6年3月31日までにおける不適切な言動又は指導による処分等の状況（様式2）>

1 調査対象等

(1) 個別の事案が不適切な言動又は指導（以下「不適切な指導等」という。）に該当するかの判断に際しては、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成25年3月13日付け24文科初第1269号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）及び「生徒指導提要（改訂版）」（令和4年12月文部科学省）を参照の上、懲戒と体罰の区別等を参考に判断すること。

(2) 調査対象職員は、国公立大学附属幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を含む。）、私立・株式会社立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、高等学校（通信制を含む。）、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を含む。）の教育職員（校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（非常勤の者を含む。）、実習助手及び寄宿舎指導員）であること。

なお、事務職員は、本調査の対象外とする。また、幼稚園も調査対象としているので、注意すること。

※幼稚園及び特別支援学校の幼稚部においては、教育・保育活動中に体罰に準ずる行為以外により不適切な指導等として懲戒処分を受けた者の数を記入すること（教育・保育活動中に体罰に準ずる行為により不適切な指導として懲戒処分を受けた者の数については様式1に記入すること。）。

(3) 処分等とは、就業規則等に基づいて行われる懲戒処分（懲戒解雇、降格、出勤停止、減給、戒告その他これらに相当するもの）及び訓告等（文書訓告、口頭訓告、嚴重注意、文書注意、説諭、諭旨などの服務上の措置）をいう。

2 様式2各項目の記入方法

(1) 処分等の種類

ア欄には、当事者責任として懲戒処分等を行った人数を、イ欄には監督者責任（校長など所属職員を指揮監督する者の責任）として懲戒処分等を行った人数を記入すること。

児童生徒等への不適切な指導等（例：暴言・罵倒、生徒と飲酒等）により不適切な指導として懲戒処分等を受けた者の数を記入すること。

指導が複数回に及ぶ場合あるいは複数の児童生徒等に対する場合であっても、それらについてなされた処分等が1回であれば、当該事案は「1件」として回答すること。また、申告や訴えのあった件数をそのまま提出するのではなく、関係者から事実関係を聴取する等して、学校設置者として不適切な指導等であると判断して処分等を行った事案について回答すること。

懲戒処分等が監督者責任のみの場合（令和4年度以前に当事者への懲戒処分等を行ったが、監督者への懲戒処分等については令和5年度に実施した場合など）にあっては、当事者の学校種、年代、性別、処分歴等、学校番号、不適切指導等を受けた児童生徒の人数、指導等時の状況、事案の把握のきっかけ、事実関係把握の手法、不適切な言

動指導等の態様の各欄には入力しないこと。

不適切な指導等の発生時と処分等が複数年度にまたがっているものについては、処分等が令和5年度になった場合を「1件」として回答すること。

(2) 当事者の学校種、年代、性別

不適切指導等の当事者として処分等を受けた者の「学校種」、「年代」、「性別」について、以下のリストから入力すること。「学校種」、「年代」は、不適切指導等を行った当時のものとするが、不適切指導等を複数回行っており、それぞれ「学校種」、「年代」が異なる場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。

<学校種>				
ア 幼稚園	イ 小学校	ウ 中学校	エ 義務教育学校	
オ 高等学校	カ 中等教育学校	キ 特別支援学校		
<年代>				
ア 20歳代	イ 30歳代	ウ 40歳代	エ 50歳代	オ 60歳代以上
<性別>				
ア 男性	イ 女性			

※幼稚園型認定こども園の場合は、「ア 幼稚園」を選択すること。

※「学校番号」欄は、当事者責任として懲戒処分等を受けた者の所属校について、例えば「学校調査番号」のように、学校ごとの個別の番号を記載すること。当該番号は任意の数字で構わないが、必ず、同一校は同一の番号とすること。

(3) 不適切指導等を受けた児童生徒等の数

当事者責任として懲戒処分等を受けた者の当該不適切指導等を受けた児童生徒等の数を、学校種及び学年ごとに記入すること。また、学年が複数に及ぶ場合は、それぞれ入力すること。

※通信制（単位制）の学校の場合、1年目は1年生、2年目は2年生、3年目以降は3年生として入力すること。

※幼稚園・特別支援学校幼稚部の場合、実年齢ではなく進級時の年齢に応じた学年を選択すること。

(4) 不適切指導等時の状況

当事者責任として懲戒処分等を受けた者について、不適切指導等を行った「場面」及び「場所」について、それぞれ以下の記号をリストから入力すること。なお、処分事案に該当するものが複数ある場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。

なお、「保育中」には、幼稚園及び特別支援学校幼稚部において行われる教育活動以外に、各園で実施する一時預かり等の保育活動も含む。

<不適切指導等が行われた場面>			
ア 授業中・保育中	イ 放課後	ウ 休み時間	エ 部活動

オ 学校行事 カ ホームルーム キ その他

<不適切指導等が行われた場所>

ア 教室・保育室 イ 職員室 ウ 運動場・園庭、体育館・遊戯室

エ 生徒指導室 オ 廊下、階段 カ その他

(5) 不適切指導等の態様

不適切指導等の態様について、当事者責任として懲戒処分等を受けた者について、以下のリストから入力すること。なお、不適切指導等を受けた児童生徒等が複数であっても、それぞれの不適切指導等の態様が異なる場合や1人の児童生徒に複数の行為を行っている場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。なお、回答にあたっては、生徒指導提要「3.6.2 懲戒と体罰、不適切な指導」中「不適切な指導と考えられ得る例」を参考にすること。

「キ その他」を選択した場合は、様式2-2（別紙）に、整理番号を合わせて1事案ごとに、指導に至った経緯、指導の内容、期間や頻度等について具体的に記載すること。

<不適切指導等の態様>

ア 威圧的・感情的な言動での指導

イ 事実確認が不十分なまま思い込みでの指導

ウ 組織的な対応を全く考慮しない独断での指導

エ 児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導

オ 児童生徒が著しく不安感、圧迫感を感じる場所での指導

カ 他の児童生徒に連帯責任を負わせる等の本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導

キ その他

(6) 不適切指導等事案の把握のきっかけ

不適切指導等事案の把握のきっかけについて、以下のリストのうち該当する欄に「1」を入力すること（複数回答可）。

<不適切指導等事案の把握のきっかけ>

ア 児童生徒等の訴え イ 保護者の訴え ウ 教員の申告

エ 第三者の通報 オ その他

(7) 不適切指導等事案の把握の手法

不適切指導等事案の事案把握のために事情を聴取した者について、以下の記号をリストから選択し、該当する欄に「1」を入力すること（複数回答可）。

<不適切指導等事案の把握の手法>

ア 当事者教員 イ その他教員 ウ 被害児童生徒等

エ その他児童生徒等 オ 保護者 カ その他（第三者）

※「オ 保護者」については、ウ、エの保護者両方を含む。